

KPMG GJP蘇州地域の日系企業向け会計税務アップデートセミナー

2023年12月08日 KPMG中国 Global Japanese Practice



Contents

セミナー 15:00 - 17:00 翁 澄炜 ご挨拶 **Eddie Weng** 王 哲蔚 日系企業の中国子会社における不正対応 **Zhewei Wang** 朱 俊良 新収益認識基準による主な実務影響と留意点 **Walter Zhu** 銭 則徐 徐潔 中国税務税関の最新動向 - 調査対応、事例紹介を含むホットトピックス Jie Xu **David Qian**



セミナー後、懇親会がございます (17:00 - 18:00)

ご挨拶



翁 澄炜Eddie Weng
KPMG 中国
パートナー
蘇州事務所長

01

日系企業の中国子会社に おける不正対応

01-1 最近の不正行為に関する分析

01-2 日系企業に関するケーススタディ

01-3 不正防止とコンプライアンス強化



王 哲蔚 Zhewei Wang KPMG 中国 パートナー Head of GJP Audit

01-1

最近の不正行為に関する分析

不正の現状

年間収入に占める 不正による経済的損失



▮▮ 不正発生の損失金額





18% up

→ 不正発見へのチャレンジ

- COVID-19による不正行為の 取締能力の低下
 - 1. 移動規制による現地調査 の制限
 - 2. リモート監査による限界
 - 3. 直接証拠の確認機会の 減少
 - 4. 延期され続けた調査

不正防止手段



不正発見ルート



ホットライン	平均損失額(USD)	不正継続期間
設置した会社	10万	12ヶ月
設置していない会社	20万	18か月



主な不正防止手段







抜打監査

内部監査部門設立

出典:米国公認不正検査士協会(ACFE)が公表した「2022年全世界職務不正調査報告書」



近年の中国子会社における不適切会計のプレスリリース

	影状況	口 日日 損失額	動機&不正実行者
1	現地採用の元幹部らによる業務上横領などの不正な費用支出 による横領	20億円	
2	子会社にて架空売上を通じた滞留債権評価偽装	約6億円	業績達成プレッシャーによる日本人総経理 の指示
3	標準原価操作による原価過少計上	4.4億円 (2年間)	
4	子会社で費用の先送り	金額的重要性低い	
5	クレームの捏造	約25.3百万元	現地社員による技術部門と得意先の結託 による私的資金の横領目的
6	営業部員の在庫転用による架空取引	約10百万元	営業担当者による私的流用

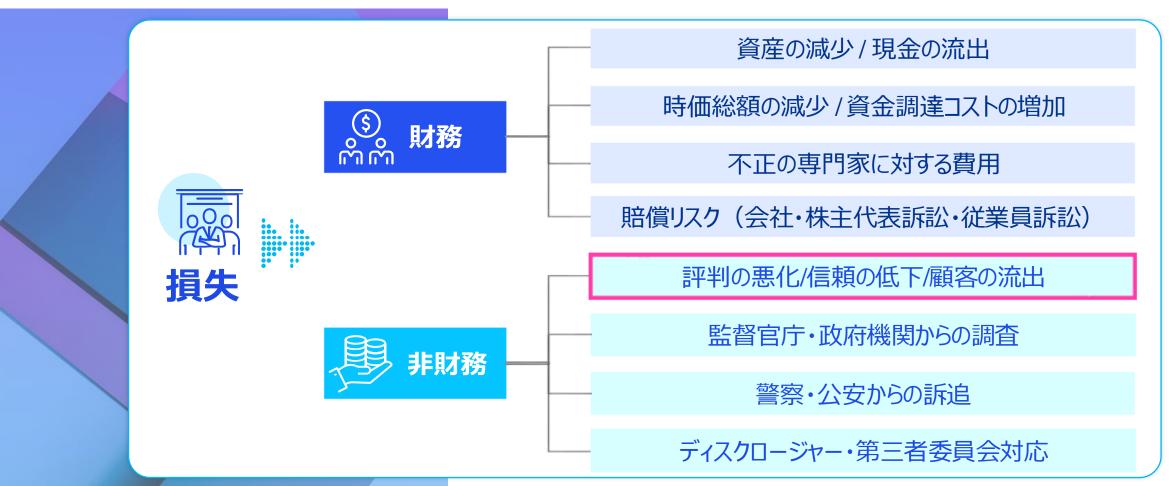
業績プレッシャーによるトップマネジメントの指示、及び**内部統制の不備を利用**した私的横領が主因。適切なガバナンスが有効に働いていない可能性が示唆される。



01. 日系企業の中国子会社における不正対応

不適切会計に伴う損失

→ 不適切会計は、金銭的な損失のみならず、間接的な(非財務上の)損失ももたらす。





よく見られる財務不正に関する分析

項目





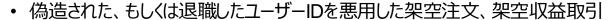


▼ 不正の兆候

- 何回、資料を依頼しても提出しない。コピーしか出さない(原本は出さない)。
- 銀行入出金明細、預金残高証明書等の偽装
- 総勘定元帳、勘定科目明細はPDFのみの提供で、エクセル形式で提供しない。
- インタビューに非協力的で、質問事項にまともに回答しない。
- 期末日前後に多額の会計上の調整仕訳が入力されている。







- 契約書や関連証憑が無い、売上計上、コンサルティング契約がある(費用の架空計上)
- 異様に現金取引が多い(銀行振り込みではなく)
- 取引金額が整数(XXX万元)



賄賂の提供

粉飾決算





- 経済的な存在理由が不明確、実質休眠な関連会社が存在している。
- 社長のみで重要なサプライヤーを決めている(有効な内部統制が存在しない)
- オーナー会社で、社長が自分の報酬を決めている。
- 購買について相見積を取らずに、長期間1汁のみと取引をしている。



よく見られる従業員不正に関する分析

利益相反

「利益相反」は中国でよく見られ、従業 員が意図的に開示しない関係を親族 と持ち、会社の利益を損なわせる。

贈収賄、リベートの受領

当事者双方は通常、意図的に取 引を隠蔽しようと画策しているため、 一般的な監査手続では特定・発 見することが困難である。

内外共謀

内外共謀による汚職行為は、代理店、 サプライヤー等の外部取引先と結託し、 従業員が利益の誘惑に負けて、会社の 取引先に便宜を図り、自身もその見返 りを得ている。



不正な経費精算

このような不正行為は通常、1件当たりの 金額が小さいが非常に高い確率で発生し、 社内に不適切なコンプライアンス文化があ る場合、従業員はこのような行為を正当 化することがある。

資産の不正流用

従業員は合理的な手続を通じて審査・ 承認を受け、職務上の地位を利用し会 社の内部統制を回避・無効化し、現金 等資産の不正流用が合理的に見えるよう に細丁する。

販売不正

従業員が個人的賞与や昇進を得るために、 架空の販売を行う行為を指す。近年の世界 経済の変動、COVID-19の影響により、多数 の会社が大きな打撃を受けており、販売関連 の不正発生リスクが高まっている。



重大な不正を行った不正行為者に見られる共通点

▶重大不正が行われた事例を分析すると、長く同じ業務に携わっていた部下に過大な信頼を置き、管理者の目が行き届い。 ていなかったケースが多い。

> 全て任せておけ ば大丈夫だろう



総経理

結果を確認する 必要もないだろう



財務部長



「信頼している」「代わる者がいないという存在」

⇒任せきりとなり、基本的な牽制がおろそかになった結果、不正の発生・長期化に繋がっている事例が多い。

- ◇ スタープレイヤーで昇進/業績上(特に売上)重要なポジションについている。
- ◇ 会社設立時から勤務しており、短期間でローテーションする日本人駐在員は何も言えない。
- 当事者に権限が集中し、一人で業務が完結
- ≦ 第三者からのチェック機能が働かず



01-2

日系企業に関する ケーススタディ

事例1-利益相反・調達詐欺行為の可能性

- ◆会社は、各部門の管理職が、その地位を利用して外部に関連会社を長期間にわたって設立し、それらの会社を通じて企業から数千万円規模の不適切な購入を行い、 キックバックを受け取っている、と匿名の通報を受けた。
-)会社の調達記録をサンプル調査した結果、調達プロセスでは、相見積もりが厳密に実施されておらず、調達プロセスにおける見積もりや価格比較の記録が完全に保存さ れていないことが判明。
- 会社の技術担当者と共謀することで、従業員親族のサプライヤーから購入した機器の価格が、適正な市場価格より約20~30%高いことが判明。

会社は、KPMGのフォレ ンジック・アドバイザリー・ チームに調査を依頼。

事業者登録情報等の 公開情報のデータ分 析を通じて、会社の従 業員又は従業員親族 が、社外に関連会社 を設立していることを隠 し、関連会社を通じて 会社と取引を行ってい たことが判明(利益 相反による会社への 損害の恐れ)。



データ分析

対象期間の購買記録、給 与記録、経費記録のデータ 分析



関連者検索

自動化ツールを利用し、会 社の従業員やその親族の経 歴を検索



サンプル調査

見積書、相見積もり、第三 者価格比較記録、承認記 録等、調達記録のサンプル 調査

主要部門の管理者は、不正行為に関与する 可能性がある。



従業員による関 連会社の設立



公正な市場価格 より著しく高い購 入価格



従業員が取引先 から賄賂を受領



内部統制の不備



潜在的な利益相反や調達詐欺を回 避するため、以下の対策を検討する ことを推奨する。

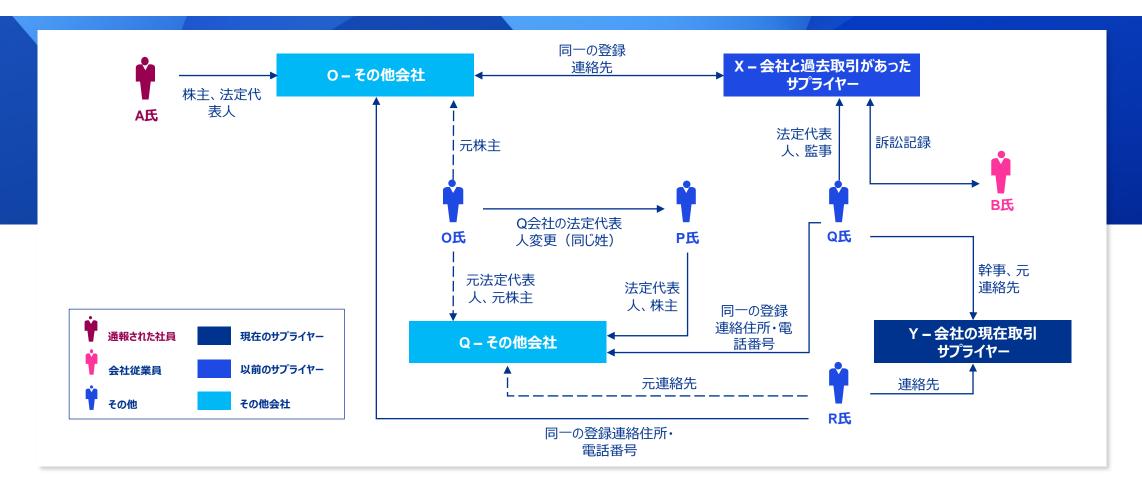
- 1. 相見積もり、定期的なレビューの 実施、購入時の適切な承認、適 切な裏付け資料の保持等、適切 な調達管理体制を確立する。
- 2. 適切な利益相反申告制度を構 築し、従業員に対して積極的な 申告を要求し、コンプライアンス教 育を充実させる。
- 3. 企業のコンプライアンス文化・風土 を醸成するため、独立した内部通 報制度を構築する。



01. 日系企業の中国子会社における不正対応

事例1-利益相反・調達詐欺行為の可能性

▶ 下図は、自動検索ツールで従業員及びその親族の情報を分析し、従業員に関連した会社を示したものである(実際のケースを加工)。

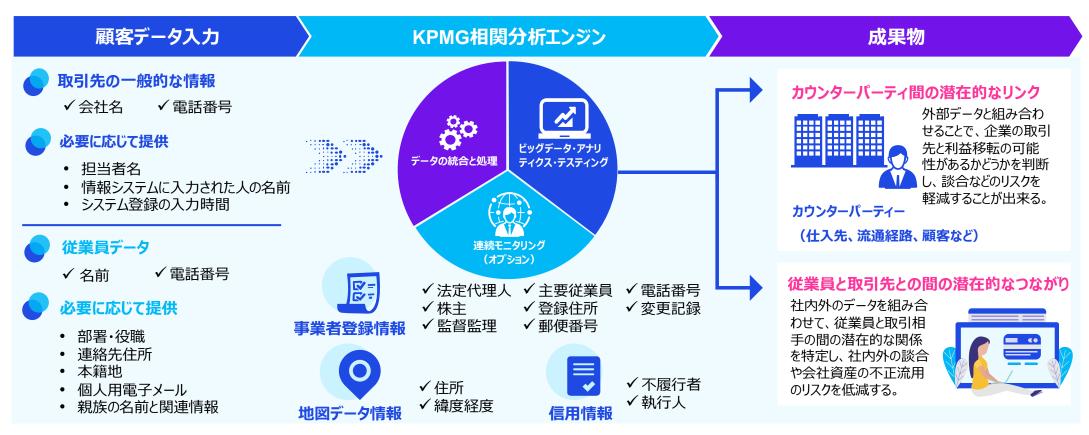




01. 日系企業の中国子会社における不正対応

対応関係検出ツール

KPMGの対応関係検出ツールは、ビッグデータとデータ分析を組み合わせて、取引先に関する基本情報や従業員データを入力することで、企業の関係者、および関係者と従 業員の間の潜在的な関係を自動的かつ効率的に検出するツールである(例:従業員が販売会社の株主である、一緒に入札した2つのサプライヤーが同一人物によって所 有されている)。



事例2 - 架空サービス料金

会社は、中国にある子会社のトップが、サプライヤーと共謀しサービス原価を改ざんし、会社から不正な支払いを受けていた疑いがあること、また、会社が競業避止義務を 負っている他の会社を同時に運営、同様の製品を取り扱い、会社に不利益を与えているとの報告を社内情報提供者から受けた。

会社、KPMGのフォレンジック・コ ンサルティング・チームに、内部 告発者の従業員が以下のよう な不正の可能性があるとして調 杳を依頼した。





- 潜在的な利益相反関係
- その他の従業員の不正行為



公開情報検索

- オープンな情報プラットフォームでのイン テリジェンスリサーチの実施
- 関連する法的措置情報の特定



デジタルフォレンジック

- 電子機器から関連データを取得
- 削除されたデータの復元
- まーワードで関連する電子ファイルを検索



関連資料調査

- 関連するプロセスおよびシステムのレビュー
- 関連する取引に関する裏付資料のレビュー
- その他の関連文書及びデータのレビュー



中国に進出している多国籍企業にとって、代理店やサプライヤーは重要 なパートナーであり、取引先のコンプライアンス違反は事業に大きな経営リ スクをもたらすため、企業の従業員が取引先と共謀することを防ぐことは、 横領を防ぐ上で非常に重要である。

従業員が外部の取引先と共謀することで、企業の内部統制が機能し ない、つまり通常の会計監査や内部監査では発見が困難な横領が発 生することが多い。

企業における代理店・仕入先の管理を強化するためには、次のような対 策が不可欠である。

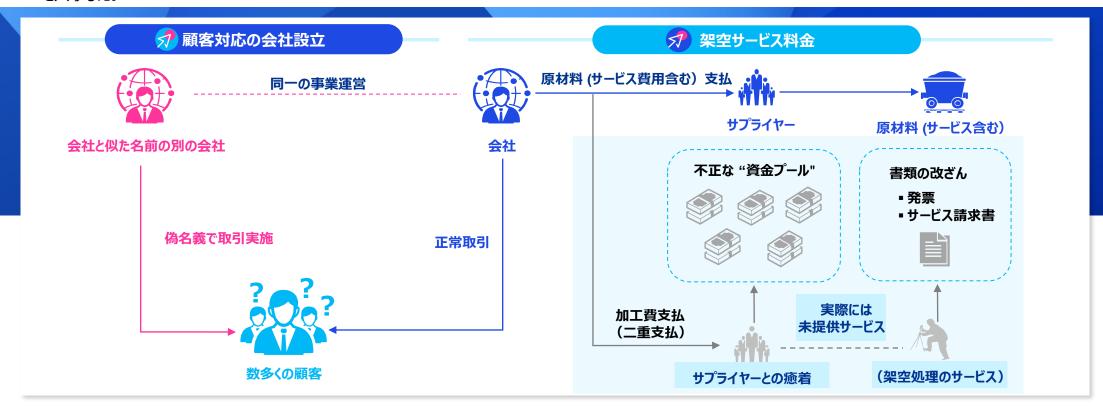
- 1. コンプライアンス監査の積極的な実施やデジタルツールの活用により、 潜在的な不正を発見し、重大なビジネスリスクを回避する。
- 2. 代理店やサプライヤーに対して、事前のコンプライアンス・デューデリジェ ンスと定期的な情報更新を実施し、適切な裏付資料を整備する。
- 3. 適切な管理部門を設置し、契約管理、受入管理等の機能を適切に 分離する。



01. 日系企業の中国子会社における不正対応

事例2 - 架空サービス料金

- ▶KPMGは、複数の添付資料の比較検討を通じて、当該従業員が関連する添付資料を改ざんしていた証拠を発見。
- ▶ 当該従業員の関連電子機器のeディスカバリーを通じて、当該従業員が当社と類似した名称の外部会社を設立し会社の顧客と取引を行い、会社と競合関係にある別 会社の運営に参加していたことを発見。
- インタビューを通じて、当社の財務責任者及びその他の従業員から本件に関する情報を入手し、当該従業員の架空サービス料及び外部競合会社の運営に関する証拠 を入手した。





01-3

不正防止とコンプライアンス強化

不正対策の基本姿勢

😺 基本姿勢 🚀

不正対策に近道なし、企業として当たり前のマネジメントの徹底



不正のトライアングルの「機会」をつぶすこと

- □ マネジメントが、「予防」「早期発見」「対処」からなる不正リスク対策を徹底している旨を、社内に強く継続的に周知。
- 不正防止のトップメッセージの発信、定期的なコンプライアンス研修の実施及び外部支援の利用を通じて、企業のコンプライアンス文化を 構築、風通しの悪い社風を改善し、従業員全員のコンプライアンスに関する知識・意識を向上させる。

01 予防

➤ 不正行為者に「やっても無駄」と思わせるメッセージを伝えること。

02 早期発見

➤ 不正行為者に「見られている」と思わせるメッセージを伝えること。

03 対処

- ➤ 不正の事実が疑義が生じた際に、安心して通報・相談できること。
- ▶ 違反事案には徹底した調査・再発防止策が実施されるという安心感を組織内に植え付けること。

利益相反取引(ファミリー企業との取引、縁故採用)対策



予防策

- 最適調達基準、採用基準の明定
- 選定・採用時の理由記載ルールの徹底
- 利益相反禁止ルールの徹底
- 取引先選定時の複数者による調査・審査の徹底
- 採用プロセス時の複数者による調査・審査の徹底
- 重要なサプライヤー、代理店、重要幹部の採用時は本社承認・報告事項とする
- 調達権限者や幹部の背景調査の徹底



- 取引先マスター登録と人事記録との照合(近隣住所の有無調査)
- 既存サプライヤーに対する継続的なモニタリング
- 種類別・発注者別の調達先ランキング資料・単価一覧のレビュー
- 調達先や給与の上位ランキング資料のレビュー
- 代理店手数料、コンサルティング料などの内訳のレビューと定期的な支払先の実態調査(受けた役務に見合った費用か 確認)
- 公務出張、業務接待、公用車等の使用状況のモニタリング



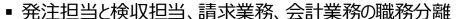
- 相談・内部通報制度への信頼感の醸成
 - 従業員アンケートの実施
 - 調達先の上位ランキング業者の調査(ファミリー企業か否かの調査)



経費着服(架空、水増し等)対策



予防策



- 発注時・支払時の複数者によるチェック、承認(自己承認経費がないか)
- 支払前の物品の最終納入、役務提供の事実の確認の徹底(請求書だけでの支払実行は禁止)
 - ★ 給与マスター登録時の複数チェック、人事記録との照合の徹底



- 金庫のアクセス権、インターネットバンキング、給与システム、会計システムなどのID・パスワードの付与状況の定期的な確 認(特定者への集中度の有無)
- 種類別・発注者別の調達先ランキング資料・単価一覧のレビュー
- ■「雑費」「雑損失」「その他費用」の内容レビュー
- 職務分離が不十分な状況での発注単価の妥当性調査、より上位者や会計責任者による承認



★「平均在籍人数×月平均給与×人員数」と会計記録との比較



給与台帳の登録人数と人員表・ID付与数との整合性の確認



- 相談・内部通報制度への信頼感の醸成
- 従業員アンケートの実施
- 購買権限ある者の生活態度の注視・噂(飲食、所有車、賭博等)
- 疑義ある者の行動スケジュール確認

コンプライアンス強化

不正防止体制の構築 コンプライアンス評価

- ▶ 現行のコンプライアンス管理とベストプラクティスとのギャップ、課 題を特定し、管理体制の向上を図る。
- ▶ コンプライアンス体制の弱点・不備を整理し、リスク防止の観 点から関連方針及び業務プロセスを設計し、不正防止体制 の充実を図る。



- ▶ 外部ビッグデータ及び内部データを利用し、潜在的な利益相 反行為のスクリーニング
- ▶ 各種費用、購買、販売実績データを分析、重点分野に関す るヘルスチェックを実施、潜在的な不正リスク要因の特定



サードパーティのリスク防止 不正防止のコンプライアン

▶ 代理店、サプライヤー等のパートナーに対して定期的なコンプラ イアンス監査を行い、汚職や賄賂などの潜在的なコンプライアン スリスクを特定



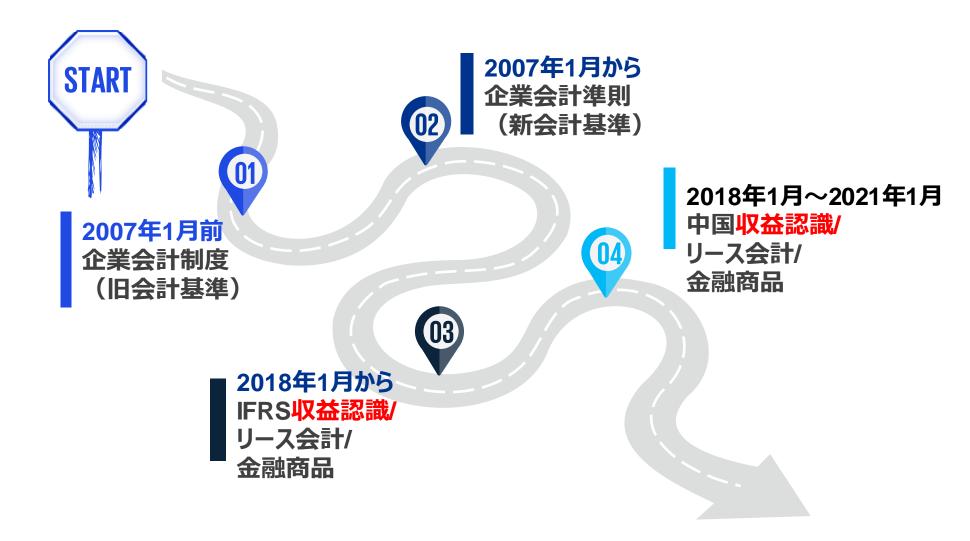
02

新収益認識基準による主な実 務影響と留意点



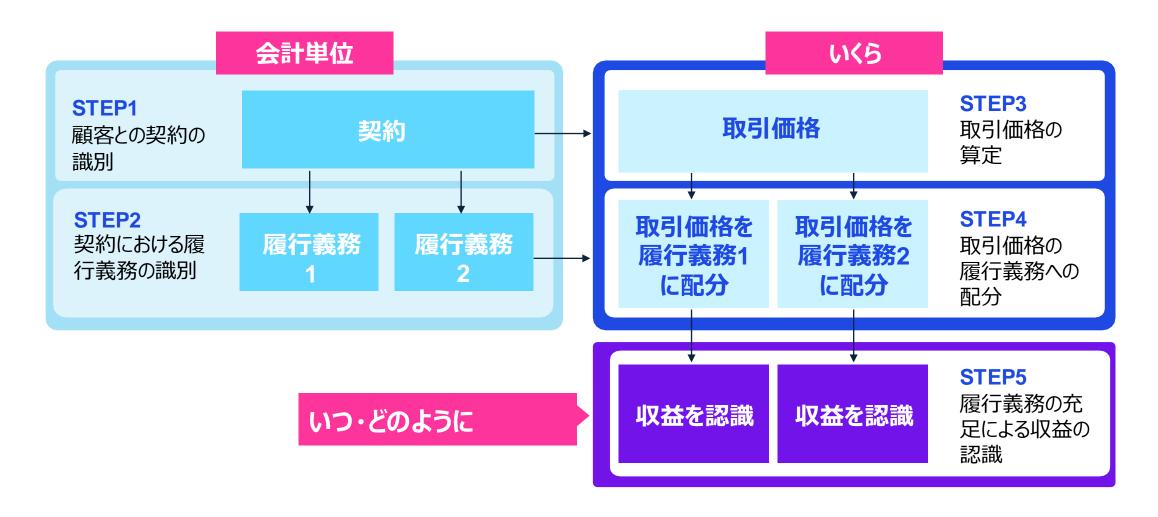
朱 俊良 Walter Zhu KPMG 中国 パートナー

開発の経緯





収益認識の5つのステップ





主要な変化点

収益認識

現行基準 リスクと収益 移転モデル

新基準

支配権移転モデル

- 契約の分解方法
- 取引の実質
- 顧客への移転モデルの検討
- 本人か代理人かの検討

収益計上

現行基準 対価の時価で計上 新基準

権利を得ると見込ん でいる対価で計上

- 取引価格の配分
- 変動対価
- 顧客に支払われる対価
- 重大な金融要素

契約コスト

現行基準 増分コスト 費用処理

新基準

増分コスト 資産/費用処理

- 契約履行コスト
- 契約を獲得するためのコスト

本人か代理人かの検討

本人と代理人の区分



現行実務

• 収益の総額・純額表示についての一般的 な定めはない。



• 本人か代理人かの判断は、企業が顧客に提 供する財・サービスのそれぞれを、顧客に提供す る前に支配しているかどうかにより行う。

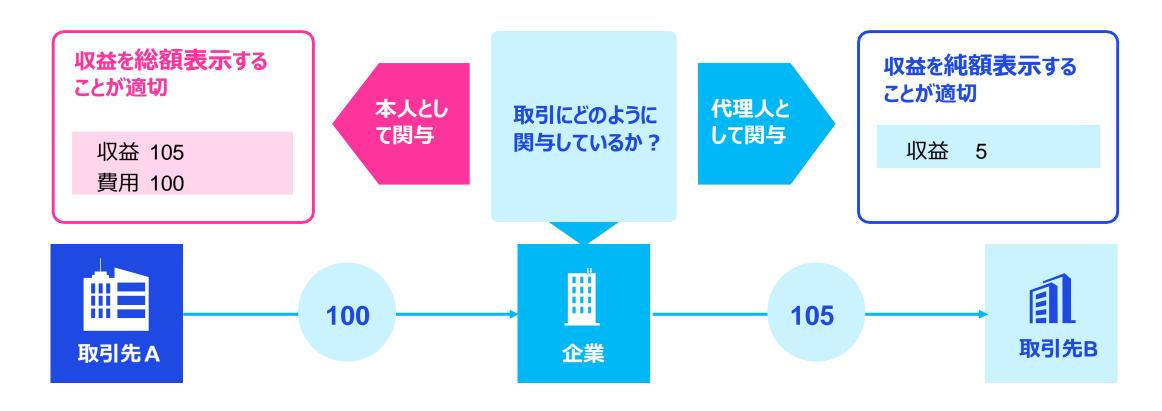


• 本人であれば総額を収益として認識し、代理 人であれば報酬または手数料の金額を収益と して認識する。

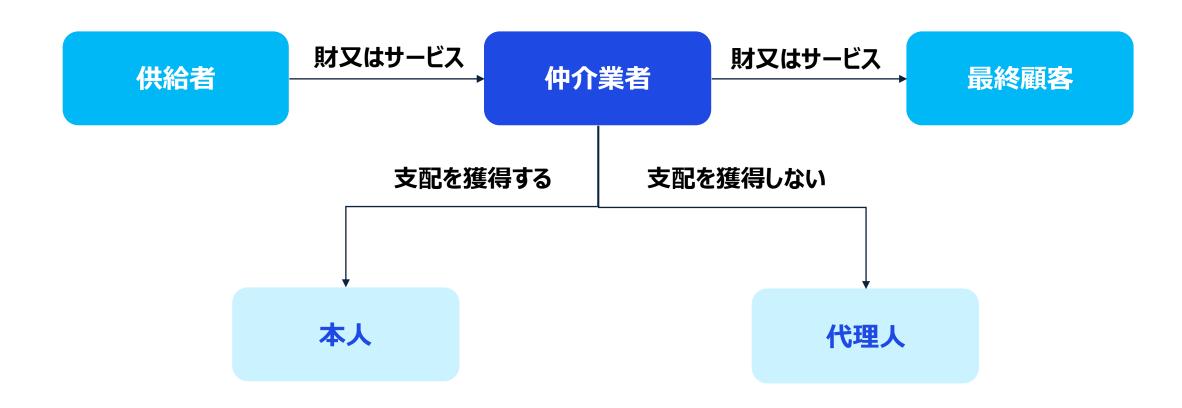


本人と代理人の区分

▶ 他の当事者が財・サービスの提供に関与する取引の中には、対価の総額を収益として表示することが適切 でないケースがある



本人と代理人の区分ー支配の評価





本人と代理人

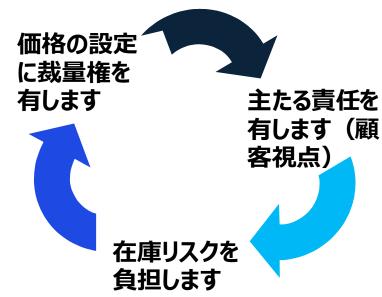
本人と代理人の区分-支配の判断





本人に該当します







ケース:家電製品小売

サプライヤー

家電製品サプライヤーを独自に選定 販売条件と価格について合意

家電製品小 売業者

実店舗での商品の選択

顧客

事前購入なし、 最低購入数量なし

- 1. 甲社は独自にサプライヤー及び具体的な商品を選択し サプライヤーの商品提供を主導します
- 2. 甲社に価格設定権があります
- 3. 甲社はカスタマーサービスホットラインを維持します
- 4. サプライヤーは品質保証を提供します
- 5. 顧客が発注するまでに甲社は在庫リスクを負担しません



本人

本人

本人

代理人

代理人

顧客に支払われる対価

顧客に支払われる対価



現行実務

- 顧客に支払われる対価に関して、一 般的な定めはない
- 実務上は、収益から控除する会計処 理と販売費及び一般管理費とする会 計処理のいずれも見受けられる





• 顧客に支払われる対価(例:リベー ト等)は、顧客から受領する別個の 財またはサービスと交換に支払われ るものである場合を除き、取引価格 から減額する

顧客に支払われる対価

顧客(または顧客の顧客)に支払われる対価が、区別できる財またはサービスに対する支払いであるか

はい

企業は受け取る財またはサービスの 公正価値を合理的に見積ることができるか

はい

支払われる対価は、区別できる財またはサービスの公正価値を超過するか

はい

-支払われる対価の超過分は、取引価格の 減額として会計処理する

-残りの金は仕入先からの購入として会計処 理する いいえ

支払われる対価は仕 入先からの購入とし て会計処理する いいえ

いいえ

支払われる対価は、取引 価格の減額として会計処 理し、以下のいずれか遅 いほうて認識する

- -企業が関連する財または サーピスの移転について 収益を認識する時点
- -企業が対価を支払うかまたは支払いを約束する時点(合意されている場合もある)

ケース:顧客に支払われる対価

- ◆ A社は主に自動車の流通販売に従事し、売買差益による粗利益と各自動車メーカーからのリベートを重要な利益源として います。B社は自動車メーカーです。
- 🤛 A社とB社の間の契約条件は、以下のとおりです。
 - A社は販売実績に基づいてB社に一定の割合でリベートを請求します。
 - A社は、一部の新車モデルに対して、サプライヤーにマーケティング・サービスを提供します。マーケティングサービ スに対して別途料金を請求していませんが、リベートにまとめてB社と精算します。
- ・B社の支払は販売実績に応じた現金リベートのみである場合:
 - 対価は取引価格の減額として会計処理します。
- B社の支払はマーケティングサービス料金を含む場合:
 - 対価の配分を行い、マーケティングサービスの対価に帰属する部分は仕入先からの購入として費用処理し、残りの 部分はリベートとして認識し、それに応じて取引価格の減額として会計処理します。
 - * 提供されたマーケティングサービスが、明確に区別でき、かつその公正価値は信頼性をもって測定できる別個の履行 義務であることを証明できる十分な証拠を提供する必要があります。



契約履行コスト

契約履行コスト

契約を履行するために発生したコスト(契約履行コスト)が他の基準の適用範囲に含まれない場合は、以下の要件のすべてを満たすときに限り、資産として認識する。



既存の契約または特定の 予想される契約に直接関 連していること



将来において履行義務の 充足に用いられる企業の 資源を創出するか、または 増価させること

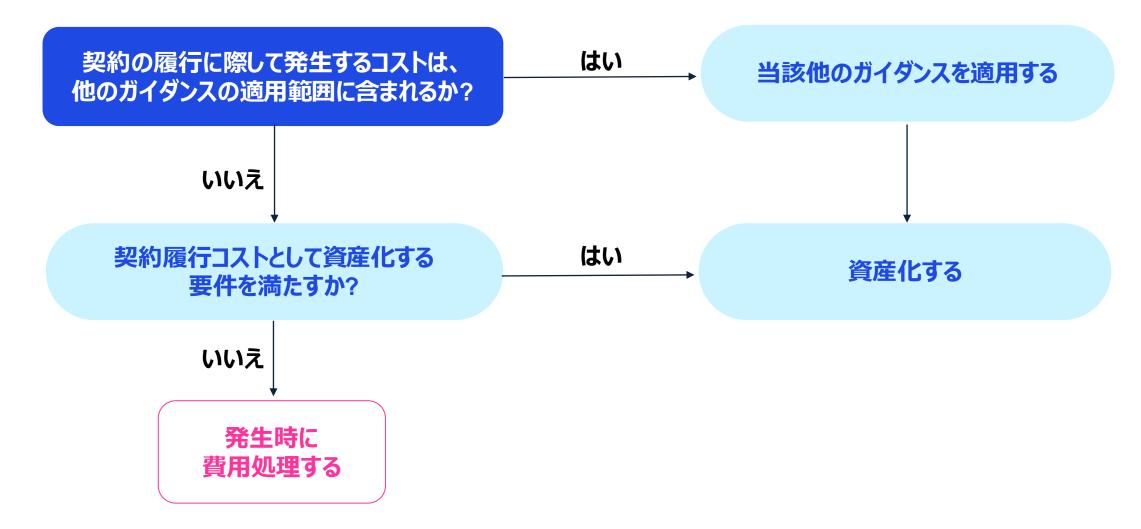




契約を履行するために発生したコストが、他の基準の対象になる場合、当該基準に従って会計処理する。他の基準で資産化が禁止される場合、新基準でも資産化することができない。



契約履行コスト





ケース:契約履行コスト

▶ コストが他の基準の適用範囲に含まれない場合、それらが契約に直接関連するもの、または、予想される契約 に関連するものかを検討する。以下の表は、特定の要件を満たす場合に資産化できるコストと、資産化できな いコストの例である。

他の要件を満たす場合に 資産化する直接コスト



- 直接労務費一例えば、従業員の賃金
- 直接材料費一例えば、部材
- 契約に含まれる履行義務の充足に直接関 連するコストの配分一 例えば、減価償却費 など

発生時に費用処理する コスト



- 一般管理費一ただし、契約に基づき顧客に 明示的に請求可能な場合=を除く
- 仕損した材料費、労務費

契約を獲得するためのコスト

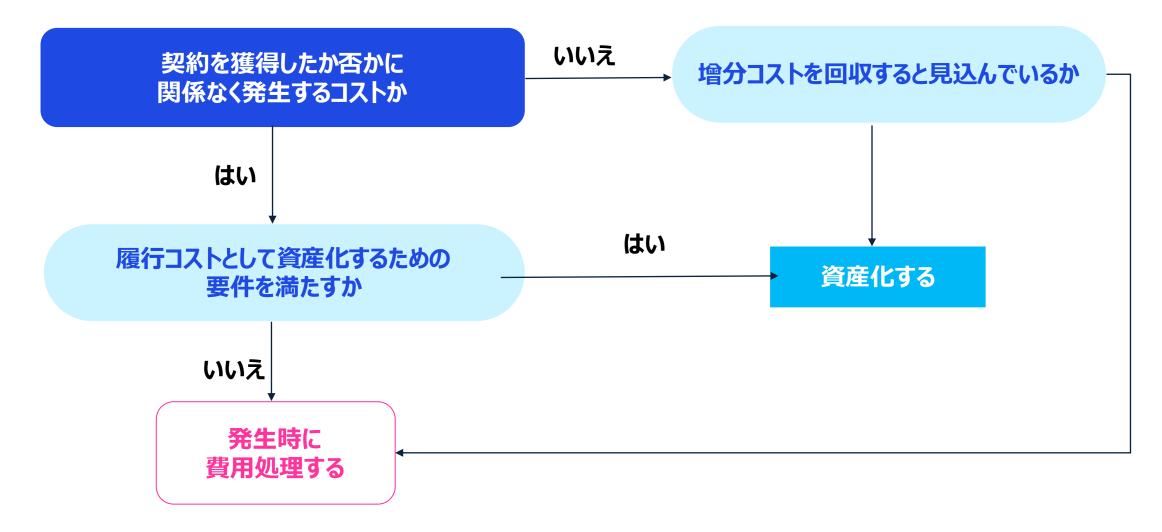
契約を獲得するためのコスト

契約を獲得するための増分コスト、例: 販売員に対する契 約達成のインセンティブ報酬(コンミション)は、それらのコス トを回収できると見込まれる場合には資産化しなければなら ない。

契約を獲得したか否かに関係なく発生するコストは、契約を 履行するためのコストとして資産化する要件を満たす場合を 除き、発生時に費用として認識する。コストの例として、企 業が契約を獲得しなくても発生する入札コストが挙げられる。



契約を獲得するためのコスト





ケース:契約を獲得するためのコスト

コンサルティングA企業は顧客にコンサルティング・サービスを提供する。 A企業は競争 入札プロセスに従い、B顧客にコンサルティング・サービスを提供する契約を獲得する。

デュー・デリジェンスのための外部の弁護士費用	15
プレゼンテーションのための旅費	25
販売員に対する契約達成インセンティブ報酬 (コンミション) 及びそれに関連する税金	10
発生コストの総額	50

- 販売員に対する契約達成インセンティブ報酬及びそれに関連する税金は、契約を獲得した場 合にのみ支払義務が生じるため、契約を獲得するための増分コストである。したがって、回収可能 であることを条件として、報酬10について資産を認識する。
- -**外部の弁護士費用及び旅費**は増分コストであるが、契約を獲得しようとする努力に関連するコ ストであり、契約が獲得されない場合であっても発生するものである。そのため、弁護士費用及び 旅費について発生時に費用として認識する。



03

中国税務税関の最新動向 - 調査対応、事例紹介を含む ホットトピックス



徐潔Jie Xu
KPMG中国 パートナー



銭 則徐David Qian
KPMG中国
シニアマネジャー

03-1

税収管理体制の動向

中国税収政策と取締りの持続的なアップグレード

• 2023年8月28日、「中華人民共和 国増値税法(草案)」の二次審議稿 が人民代表大会常務委員会に提出・ 審議された。

- 研究開発活動、ハイテク企業資格、 合名会社、特殊性税務処理、富裕層 などはハイリスク分野である。
- 監査署の税収徴収管理監査の強化。

ΔΙΔ

税収法定 確実性の向上

- 増値税暫定条例と関連政策を法律 に格上げされ、確実性を高める
- 現行の税制の枠組みと税負担レベ ルは基本的に変更されず、一部の内 容を調整



徴収管理制度の改革 精確な法執行を推進

- 発票電子化改革
- 税収ビッグデータ共有
- スマート税務



支援型税収政策 経済発展を支援

- 政策の継続を主とし、一部の改 善も加え
- 特定産業、雇用促進等に対す る優遇政策
- 地域性政策は地方経済の発展 を促進

- 全国がデジタル発票発行の試行段階 に入り、数電発票の発行が本格的に 推進・普及されつつある。
- 内モンゴル、広東、厦門、浙江、上海 など、各地の税務当局は、相次いで 「楽介自用直連サービスに関するガイド ライン 1を公布し、納税者に金税四期 システムの下で、発票の適用をめぐるよ り多くの技術詳細を把握させた。
- 従業員持株制度、外国籍個人手当、 年1回賞与などの個人所得税優遇政 策は2027年12月31日まで延期される。
- 個人所得税に関する特別追加控除基 準の向上。
- 対象業界の研究開発費用加算控除の 割合の向上。
- 雇用安定政策:貧困人口/失業者の 雇用に対する税金控除政策。



徴収管理の重点

強化

ンを発表

コンプライアンス要件の

• 複数の税金優遇政策ガイドライ

中国税務動向の全体像

「アフターコロナ」の最初の1年となる2023年に、中国は景気回復の勢いが鈍化しており、地方の財政が苦しくなる傾向にあ ります。中国税務当局は、景気回復に活気を与えるために、かつ外資企業に安心させるために、一連の税務優遇政策を相 次いで公布される。一方、税収減少を懸念する中国税務当局は、ビッグデータ活用等の手段利用し、税務管理監督の動 向が厳しくなっている傾向がある。

税務優遇措置の適用を奨励

- 対外貿易と外国投資の安定化の促進に注力
- ハイレベルの科学技術の自立の促進に注力
- ・収入と消費の促進に注力
- 実体経済強化の支援に注力

(57) 税務調査、指導の強化

- ・ 「過去の経験と外部の告発による税務 監督 」から「税収ビッグデータによる正確 的に分類・監督」に転換する。
- 公安、税関、人民銀行、その他の多部 門との共同監督を強化する。
- 正式調査より、地方税務局からの自主 調査要求や、納税指導のケースが増加



最近の査察、審査の重点項目



増値税

- 🗸 留保税額還付
- ✓ 発票の虚偽発行



企業所得税

- ✓ 研究開発費の割増損金 算入
- ✓ ハイテク企業
- ✓ 持分譲渡
- ✓ 資産損失控除



国際租税

- ✓ 移転価格
- ✓ 租税条約による優遇
- ✓ 持分譲渡



個人所得稅

✓ 富裕層

注目されやすい調査対象税種または税務事項

税種	一般的な問題
グループ企業間で特にクロースボーダー支 払われたサービス費用	実質的なサービスが発生しているかどうか、管理費を構成しているかどうか、利益を受けているかどうか、価格設定は妥当か どうか
不動産税	排水、暖房、消防、セントラル空調、電気及びスマートビルなどの設備が不動産税の計算根拠に含まれていない
みなし販売	増値税に係る価格比較 企業所得税が公正価値に基づく――売上総利益が過少VS 2019年の政策
外国籍従業員や上級管理職の個人所得税	海外の給与、海外の親会社が負担する社会保険料が国内で申告されていない。関係者に支給される福利手当(住宅 賃貸、帰省など)が適切に届出・申告されていない
租税条約の優遇政策の適用	10%以下の配当源泉税率に適用する受益者の判断について、特に間接譲渡、特殊税務処理の届出
海外送金におけるPE認定の有無	海外関連者に支払われたサービス費用に関して、関係者の訪中などを伴う場合、国内における恒久的施設を構成すると みなされる可能性がある
越境サービスに適用される増値税の免税/ ゼロ税率	関連適用資格に合致するかどうか、税務局、商務委員会に届出及び関連仕入税額処理を行ったかどうか
巨額な損金計上、福利厚生費	特別な損金計上と経営ニーズとの関連;従業員食堂は福利厚生として、その仕入税額の振替を行う必要がある
コンプライアンス違反の発票	発票の虚偽発行、不適切な発行 コンプライアンス違反の発票の取得
移転価格	利益率の合理性に対するレビュー



03-2

税収政策のアップデート

個人所得税優遇政策の更新



財政部及び国家税務総局は、2023年8月に、「外国籍個人の関連手当に係る個人所得税政策の延長に関する公告」(2023年に29号公告)または「年1回賞与の個人所得税優遇政策の延長に関する公告」(2023年に30号公告)を通じ、外国籍個人の関連手当の優遇政策と年1回賞与の優遇政策を、2027年12月31日まで延長する。

項目	現行の政策
居住者が取得した年1回賞与	・ 単独課税できる。 年1回賞与を12月等分した金額は課税所得額として、月次で換算された総合所得税率表に基づき税金を 計算する。
非居住者が取得した年1回賞与	・単独課税できる。年1回賞与を6月等分した金額は課税所得額として、費用を控除せずに月次税率表に基づき税金を計算する。
外国籍個人向けの諸手当	•居住者個人の条件を満たす外国籍個人は、個人所得税法における追加控除項目を適用するか、あるいは現行の住宅手当、 語学研修手当、子女教育手当等の免税優遇政策を選択適用できるが、同時に両方を選択することはできない。

KPMGのご提案

> 外国籍従業員を雇用する企業

- •免税優遇を享受していない外国籍従業員がいる場合、従業員全体の税負担/企業コストを軽減するため、給与体系をレビュー/調整する
- ・企業既存の外国籍従業員の免税補助政策及び手続をレビューし、不足を補う
- •必要に応じて、企業既存の外国籍従業員の免税補助政策を更新し、税収効率を向上させる



個人所得税優遇政策の更新(続)



育児と老人扶養に係る家庭の支出負担を更に軽減するため、国務院は2023年8月に「国務院 個人所得税の特別追加控除基準の向上に関する通知」を発表し、3歳以下の乳幼児養育等の三つ項目の個人所得税特別追加控除基準を引き上げた。調整後の控除基準は2023年1月1日から施行される。同時に、国家税務総局は「国家税務総局 個人所得税の特別追加控除基準の向上政策の実施に関する公告」(国家税務総局公告2023年第14号)を公布した。

項目	現行の特別追加控除基準
3歳以下の乳幼児の養育費	・乳幼児一人当たり毎月1000元から2000元に増加
子供の教育費	・子供一人当たり毎月1000元から2000元に増加
老人扶養費	• 毎月2000元から3000元に増加。その中、納税者が一人っ子である場合、毎月3000元の基準で定額控除する。一人っ子でない場合、毎月3000元の控除額を、兄弟姉妹と分担し、各納税者が分担する控除額は毎月1500元を超えない。

特別追加控除申告の注意事項

> 従業員側

- 個人所得税アプリスは源泉徴収義務者を通じて申告できる
- 重複に記入する必要がなく、過大納付した税金を自動的に控除される

▶ 企業側

- 従業員に減税優遇政策を享受できるように、個人所得税アプリを更新し、関連控除情報の提出を推奨する
 - ✓ 関連特別追加控除を申告していない従業員
 - ✓ 老人扶養の分担額を調整する従業員



印紙税法における改正要点のまとめ



「印紙税法」及び「財務部&税務総局公告2022年第22号」が2022年7月1日から発効され、国外で作成され国内で使用する課税書類は印紙税を納付する必要があることが明確になった。

課税書類の対象	具体状況
賃貸・売買の不動産	• 不動産が中国国内にある。
非居住者企業による 持分譲渡	契約書における譲渡対象が中国居住者企業の持分である。国外企業持分を譲渡する際に、国内企業持分を間接譲渡する場合、契約の双方は印紙税を納付する必要がない。
動産または商標専用権、著作権、 特許権、独自技術使用権	・販売者または購入者が中国国内にいる。・国外の企業または個人が国内の企業または個人に完全に国外で使用されている動産または商標専用権、著作権、特許権、独自技術使用権を販売することを含まない。
クロスボーダーサービス	・提供者または受取者が中国国内にいる。・国外の企業または個人が中国国内の企業または個人に完全に国外で発生したサービスを提供することを含まない。



国外企業は中国国内で使用する課税証憑に対し、印紙税を納付する必要がある。従来、「中国国内で使用」に関する明確な法的根拠がない。



22号公告は、国外で作成され、国内で使用する課税書類の具体状況を明確にした。

実務上の検討事項



国外非居住者企業はいつ(納税時点)



どこで (代理人により一括申告 或いは契約書の締結先の所在地 で別々に申告納税)



どのように (代理人による申告 或いは自己申告) 申告及び 税金納付するか

「増値税法(草案)」の主な変更

- 2022年12月27日に、「中華人民共和国増値税法(草案)」(以下、「草案」)が、全国人民代表大会常務委員会会議の初回審議に提出された。
- 2023年8月28日に、「中華人民共和国増値税法(草案)」第二回審議稿が、第十四回全国人民代表大会常務委員会会議の第五回審議に提出された。
- 今回の法制化は、全体として現行の税制の踏襲という方針に沿っており、税制枠組みと税負担の水準はほとんど変更されていない。 一方で、課税売上の定義、控除対象外仕入税額、みなし販売などにおいて注目すべき変更が生じた。

N1

課税対象範囲の調整

□ 現行増値税の規定にある「加工、修理・補修役務」及び「金融商品の販売」を「サービス」に分類

控除対象外仕入税額範囲の調整

□ 控除対象外仕入税額の項目から貸付サービスを除外し、仕入 税額控除対象外であった飲食サービス、住民の日常サービス、娯 楽サービスについては「購入し、直接消費する」ものに限定される。

N5

みなし課税取引の範囲の縮小

□サービスの無償提供がみなし課税取引から除外された。

U4

課税管轄範囲の定義 **★**可 現行の増値税関連規定にお

□ 現行の増値税関連規定における「サービスの販売者又は購入者が中国国内に所在すること」を、「サービスが中国国内で消費されること、又は販売者が中国国内の組織及び個人であること」に変更

仕入税額の定義の更新 ★

□ 仕入税額を納税者が課税取引に関わる物品、サービス、無形 資産、不動産を購入する際に支払った、又は負担した増値税額 として定義する。

情報共有業務連携メカニズムの拡大

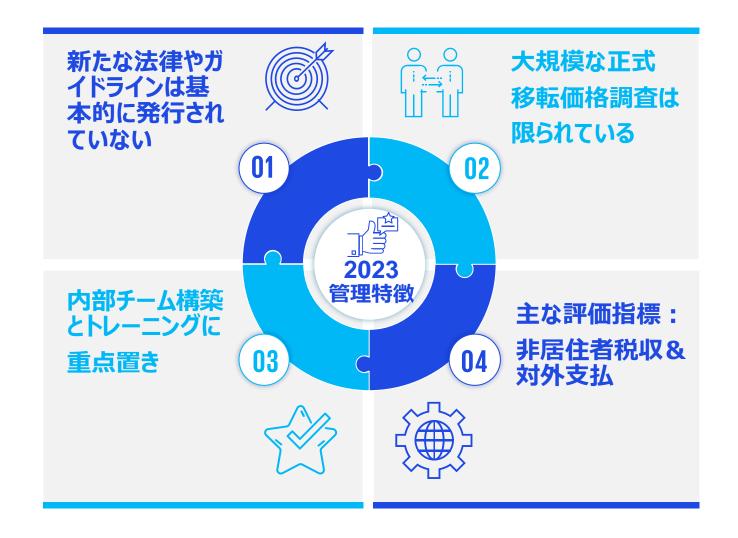
□ 増値税法(意見募集稿)において税務機関と工業情報化部門、 公安部門、人民銀行、金融監督管理部門等との増値税に関する 情報共有と業務連携メカニズムを構築することを追加した。

引き続き立法動向を注視する

03-3

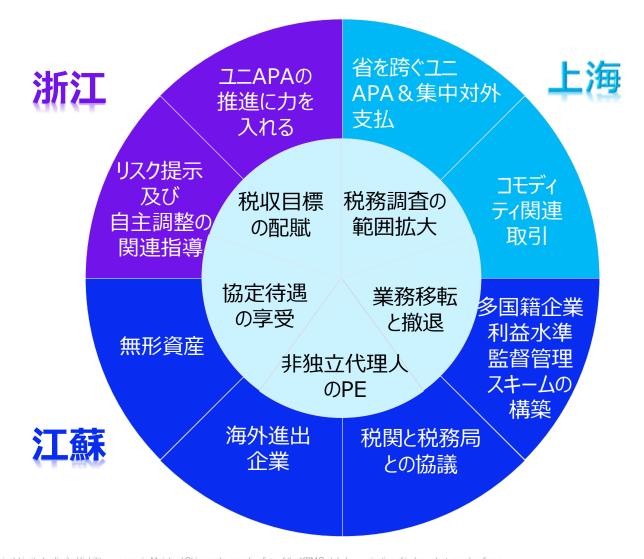
移転価格および税関調査の最新動向

2023年移転価格、租税回避防止に関する管理特徴



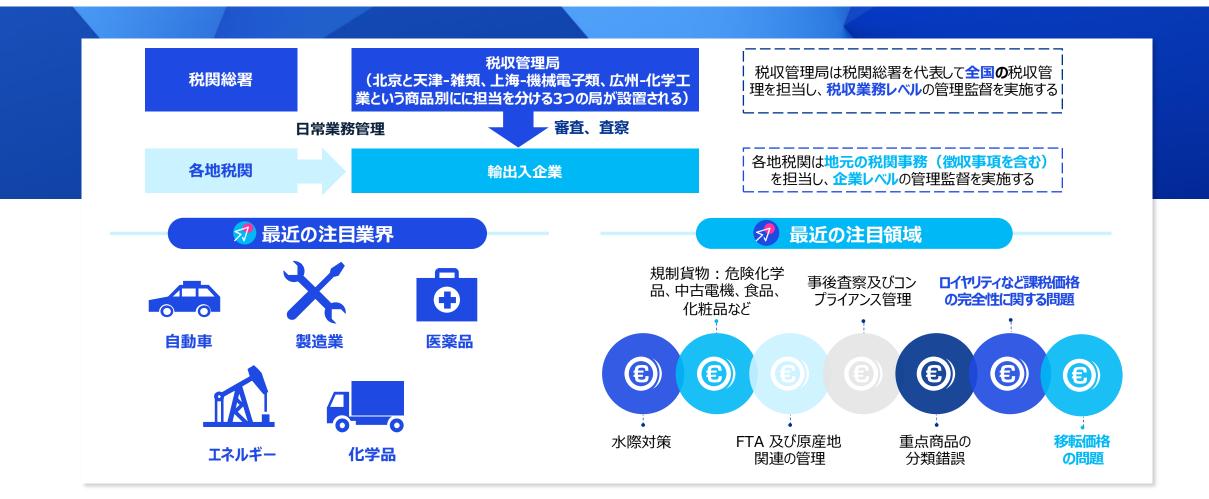


地域別の移転価格管理の焦点





税関調査の仕組みと重点領域



ロイヤリティ税関調査の再起動

- 2023年において、中国税関の全体目標は、下記となる。①信頼できるモニタリングシステムの構築を継続的に推進、②徴収管理と査察 管理の強化、③関税面の査察活動を引き続き展開、④ビッグデータの応用を深化し、税関管理の自動化を推進。
- 2023年冒頭に、税関総署が全国範囲で、ビッグデータ分析を通じて、重点的な領域でリスクの洗い出しを行った。
- ロイヤリティーに関して、税関総署は「非貿易送金+過去追納なし+グループ他社と状況照り合わ」の方法で総合的に分析した上、重 点調査企業のリストを作成し、対象企業に対する重点的調査を地方税関に指令を下した。
- 地方税関は調査を実施し、定期的に(約半月ごとに)税関総署に進捗を報告し、2023年6月前後までに、調査の結論を税関総署に 報告し審査を受けるよう指示を受けた。
- 税関総署が対象企業に格別なリスクが存在すると判断する場合、各地の税関から専門家を集めて専門チームを編成し、企業の状況を 改めて審査することも可能である。

調査の仕組み:

税関総署 重点調査企業のリストを下す



地方税関

調査を展開



重点調査リストに載せる企業

地方税関:進捗を定期的に報告し、 調査の結論を報告する

税関総署:結論を審査し意見をフィードバック



税関の動きと対応上のご留意事項

- 国際貿易の緊密化により、企業の輸出入において特殊な取引が増え、貨物輸出入の重要な一環として、税関による通関およびその後続管理における指導に適時に 対応することは不可欠である。
- 企業にとって、税関が輸出入貨物に対する審査及び採用した行為の動きを捉えつつ、対応できるよう事前に理解また準備することは非常に重要であるため、最近の 税関の動きとその対応におけるご留意事項について、整理し、以下の通りにまとめた。









税関が、企業の輸入品を税関に留置し、長期間にわたり通関手続の履行を拒否する



税関は、企業の説明を聞かずに、保証金納付金額を高める、あるいは保証金の期間を超えても還付しない



・税関が書面による記録と文書を示さずに、電話・Wechatで口頭のみで指導意見を出す



税関が納税者の申請に対して、長期にわたり処理手続きを履行しない



ロイヤルティの対外支払いを行う企業に対して、税関から直接追加納税の要求をする



税関は企業に必要な検証プロセスを提示せずに、グループ他社からの輸入価格を調整するよう要求する



税関が口頭で企業の輸入貨物に対して高い税率のHS Codeへの変更を要求する



03-4

税務調査、指導に関する対応管 理のポイント

一般的な日常税務指導、調査の方法

納稅評価

- 所在地税務機関の税源管理部門 及びその和税管理担当者が担当す る。
- 評価指標及び警戒値を設定し、評 価対象を選別した上、選定した異常 状況を具体的に分析し、定性的・定 量的判断を行う。
- 面談、調査・検証、処分・処罰、管 理提案の提出、査察部門に移管す るなどの処理方法がある。

查察

- 査察局が、脱税、滞納税金回収の 回避、税金詐欺、納税拒否事件の 処分を担当する。
- 納税者、源泉徴収義務者及びその 他税務関連当事者の納税義務、源 泉徴収義務の履行状況及び税務 関連事項の検査・処理。
- 実地調査、帳簿資料の調査、質問、 預金口座又は預貯金の照会、地域 外の調査協力など。

事後管理

- 所在地税務機関の税源管理部門及びそ の租税管理担当者が担当する。
 - 確定申告
 - □ 持分譲渡
 - ロ 対外支払(サービス送金)
 - 税務優遇政策の適用
 - ロその他



税務調査の対応における留意点について



不明確な法規定、高度な専門的な要件

- 法的書類に税務上の定性が欠如している
- 法規定に対する異なる理解がどのように合意に達 するか
- 法規定に対する一方的な理解が行われる際、どのよう に説得するか
- 企業に膨大な資料の提出を要求する際、どのように対 処するか
- 各種のリソースをどのようにベストタイミングに応用するか。



査察内容が幅広く、所要時間が長い

- 関連税目が幅広い
- グループ関連会社に関連する可能性がある
- 会社の多くの部門の業務、法務、人的資源などの 導入と管理
- 通常、所要時間が長い
- プロジェクトの進捗状況を適時に整理し、コミュニ ケーション推進戦略を制定する



税務調査の対応における留意点について(続)



- 初期コミュニケーション結果が後任の税務担当官 に認められない
- 後任の税務担当官が査察要点を変更する
- 異なる階層の税務担当官の意見が不一致



査察結果の影響要素

- その他の税務機関内部部署の指導意見
- 調査原因以外の税務交渉事項がある場合(移) 転価格、再編など)の相互影響
- リスク意識(税務担当者自身の職責)

税務検査、査察における企業財務担当の対応

推奨する



- 税務局とのコミュニケーションをすべて記録し、保管する。
 - ▶ 税務局の担当人員、コミュニケーションの内容及び 時間
- 企業内部報告、意思決定を行い、標準化プロセスを 制定する。
 - > 現地及び本部経営陣
- 問題点及び要求の詳細について、税務管理担当者、 責任担当官と適時に確認する。
 - 追納対象範囲の明細、金額、延滞金、罰金
 - ▶ 納税ランキングに対する影響
- スケジュール及び進捗状況を全体的に把握する
- 不適切な説明と矛盾を回避するため、対応窓口を指 定する

推奨しない



- 税務担当役人とコミュニケーションを行う際に記 録しない。
 - → 税務局の担当人員、企業人員の流動化の 可能性
- 経営陣の協議・承認を経ず、資料を租税管理 担当者又は担当役人に提出する。
 - ▶ グループ又は企業にとって極めて重要な資料、 機密保持が必要な資料、イレギュラーな要 提出の資料
 - 関連会社に関する資料
 - ▶ 説明しなく資料を提出

税務検査、査察における企業財務担当の対応(続)

推奨する



- 企業が業務の進捗状況を租税管理担 当者又は担当役人に適時に通知する。
- 税務機関からの更なる注目を回避する ため、関連質問の回答を統一するため事 前管理する。
- 和税管理職員又は担当役人との良好 な関係を維持する。
- 専門的な外部サポートを求める。
- 協力しながらも、原則的な問題に関する 場合、企業の立場を守る。

推奨しない



- 租税管理担当者又は担当役人に抵抗 感を示す。
- 調査担当者の指示に受動的に従い、 対応する。
- ・ 調査事項に無関心で、第三者コンサル ティング会社に依存する。
- 租税管理担当者又は担当役人の言い なりになる。



査察対応の課題及び経験のまとめ



企業内部、専門機構を含む外部と の緊密な連携



書面による資料の準備、保管と適切な共有



税務局からの圧力に納税者の立場 と権利を主張



重要な時点での対応策を把握

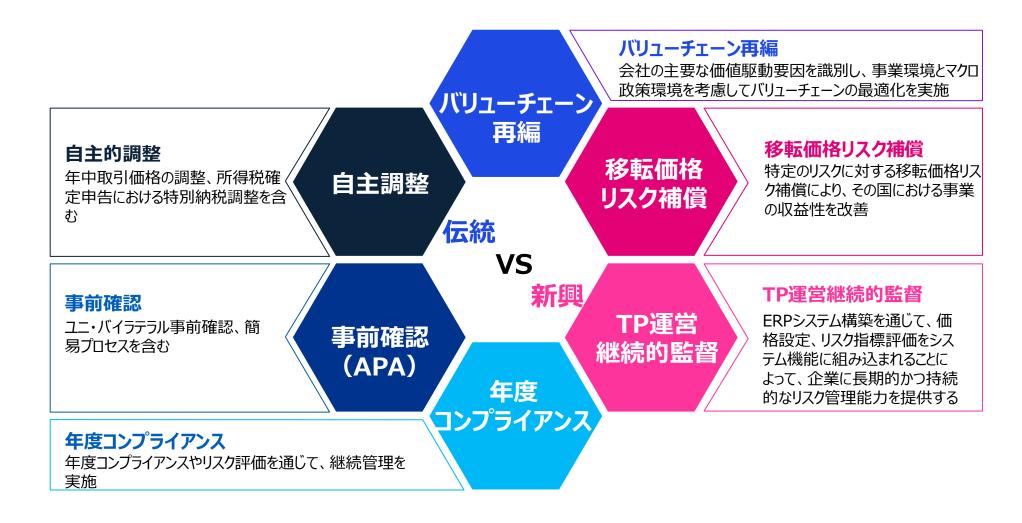
KPMGのご提案

- 過去の査察内容に基づき、グループ企業に対してピンポイントの自己点検を実施する。
- 専門の税務チームに依頼し、重点企業に対して包括的な税務ヘルスチェックを実施する
- 企業の税務/財務責任者を対象とする関連知識の研修を強化する
- 企業の内部統制を強化する





移転価格リスク管理





03-5

税務ホットトピック

研究開発費の追加控除および優遇享受のコンプライアンスについて

■ 背景:

● 2023年3月24日に開催された国務院常務会議において、条件を満たした企業における研究開発費の税前追加控除比率は75%から100%への引き上げとなったが、今回この政策を制度化して、長期的に実施することを決定した。財政部と国家税務総局は「研究開発費の税前追加控除政策のさらなる改善に関する公告」(2023年第7号)を共同で発表し、追加控除政策に関する内容を明確にした。後続して公布された「国家税務総局 企業が予納申告する研究開発費用の追加控除優遇政策に関する公告」(2023年第11号)は優遇享受時点を最適化した。また、財税部・税務総局・国家発展改革委・工業と信息化部は「集積回路と工作機械企業の研究開発費用加算控除に関する公告」を共同で発表した。

適用対象範囲の拡大

企業が行う研究開発活動において実際に発生した研究開発費について、

- 無形資産を形成せずに当期損益に計上した場合、規定に基づく事実通りの控除を基礎として、さらに2023年1月1日より、実際発生額の100%を税前に追加して控除する
- 無形資産を形成している場合、2023年1月1日より、無形資産のコストの 200%を税前償却する。

注:適用対象企業はネガティブリストにある企業を含まず、即ち、タバン製造業、宿泊・飲食業、 卸売・小売業、不動産業、レンタル・ビジネスサービス業、娯楽業などを除いた業種

• 集積回路と工作機械企業が行う研究開発活動において実際に発生した研究開発費について、無形資産を形成せずに当期損益に計上した場合、規定に基づく事実通りの控除を基礎として、さらに2023年1月1日~2027年12月31日の期間、実際発生額の120%を税前に追加して控除する。無形資産を形成している場合、上述期間に、無形資産のコストの220%を税前償却する。

優遇享受時点の繰り上げ

1. 翌年の確定申告時に一括享受(2021年前)



2. 10月に予納申告する際、当年の第1四半期~第3四半期の研究開発費に対し優遇政策を享受(2021年から施行)



3. 7月に予納申告する際、当年の上半期の研究開発費に対し優遇 政策を享受 (2023年1月1日から施行)

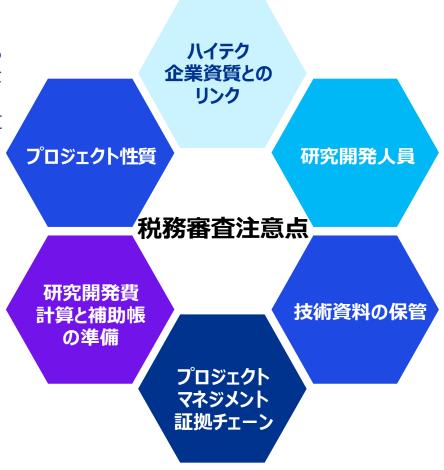


研究開発費の追加控除および優遇享受のコンプライアンスについて (続き)

- ❖「知恵税務」と「デジタル課税」を背景に、企業情報の透明性が高まり、直面する 監視もより全面的になるため、企業のコンプライアンスレベルは厳しいチャレンジを 直面する。近年、税務機関は優遇税制に対する監督管理を強化している。
- ❖ 2022年下半期、国内の一部の地域で税務機関は研究開発費の追加控除に 対する特別検査を開始する。

企業の検査における弱み

- ❖研究開発活動と非研究開発活動を区別できない
- ❖保管した書類は単一かつ重複し、サポート資料の不足
- ❖研究開発支出と生産コストの混同
- ❖公共支出の分配が合理的根拠に欠ける
- ❖研究開発人員の職務と動労時間のミスマッチ
- ❖関連者間の委託研究開発のコスト明細を完備していない
- ❖研究開発支出資本化と費用化の判定など





全電発票への移行-試行の進捗状況

全電発票改革の進捗状況及び最新政策の要点



2022

2023

2024

2025



発票電子化試行の強化

2021年12月1日から、全面デジタル化電子発票(以下「全電発 票」)の発行及び受領の試行が上海市、広東省及び内モンゴル自治 区の納税者に対して展開された。

2022年8月現在、中国全域の納税者の受領試行は各省で展開され ている。

「ビジネス環境の更なる最適化による市場制度取引コストの削減に 関する国務院弁公庁の意見」(国弁発(2022)30号)には、2022 年までに電子発票のペーパーレス化経費精算、計上、ファイリング、保 存を実現すると記載されている。



発票電子化試行の全面的な推進

試行拡大、 既存主体、 紙・電子の併用 2022年2月27日、国家税務総局は「税務処理の利便性向上の 春風行動」において、増値税電子発票公共サービスプラットフォーム のアップグレードを行い、年末までに増値税専用発票電子化の実 質的な進展を実現できるように保証することとした。

国務院による「和税徴収管理改革の更なる高度化に関する意見」 に基づき、2025年に全分野、全段階、全要素における発票電子 化を実現し、制度的取引コストを削減できるように取り組む。



脱デバイス化



電子発票サービス プラットフォームの アップグレード



電子会計証憑による 経費精算の計上・ ファイリングの規範化

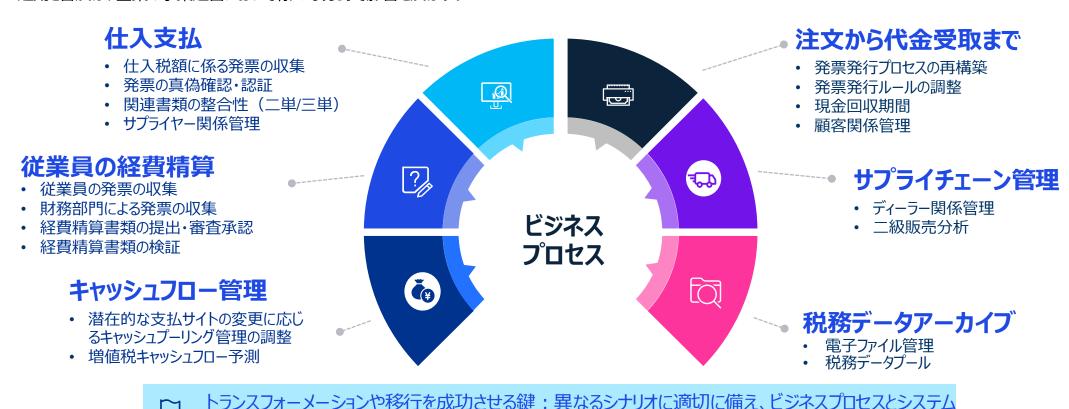


企業会計証憑処理 プロセスに対する柔 軟性の要求



事業運営上の準備と考慮事項

増値税発票は、販売取引、支払・受取、税務申告など、取引と税務コンプライアンスのライフサイクルのすべての段階における重要な法的証憑である。全電発票の試行 運用と普及は、企業の事業運営において様々な分野で影響を及ぼす。





ツールの変更への柔軟な対応を実現すること。









For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website: https://home.kpmg.com/cn/en/home/about/offices.html

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Mainland China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Mainland China.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.

Document Classification: KPMG Public/Confidential